

議員提出第4号議案

しまね食と農の県民条例

1 提案理由

県民生活において食、環境等の面で農業及び農村が果たす役割の重要性にかんがみ、本県の農業及び農村を県民が等しくその恩恵を享受する県民共有の財産と位置付け、その振興について、基本理念及びその達成に向けた施策の基本となる事項を定めるとともに、県、農業者、農業団体等の役割を明らかにすることにより、農業及び農村の振興に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって本県の農業及び農村の持続的な発展並びに県民の安全で安心できる豊かな暮らしの実現を図る必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

- (1) 農業及び農村の振興を推進するため基本理念を定めること。
- (2) 県の責務及び役割、農業者の役割、農業団体の役割、食品関連事業者の役割及び県民の役割を定めること。
- (3) 農業及び農村に関する県民の理解の促進に関する施策の実施について定めること。
- (4) 安全及び安心等の消費者の需要の動向に即した農畜産物の生産及び供給に関する施策の実施について定めること。
- (5) 担い手の確保及び育成に関する施策の実施について定めること。
- (6) 耕作放棄地の発生の防止等の農地の適正な保全に関する施策の実施について定めること。
- (7) 環境と調和した農業の推進に関する施策の実施について定めること。
- (8) 農業生産基盤の整備及び生活環境の整備に関する施策の実施について定めること。
- (9) 基本計画の策定について定めること。

3 施行期日

公布の日から施行する。